

生活困窮者自立支援制度の動向

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第23回）

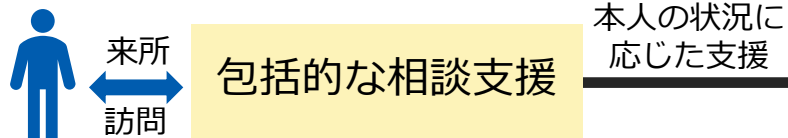
令和7年10月1日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐 岩本 博

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



★ 自立相談支援事業

- 全国906自治体で1,372機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の
確保が必要

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援法等の改正（令和6年法律第21号）

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

（1）早期発見・継続的な見守り機能の強化



① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

（2）多様な相談者層への対応強化



①（再掲）支援会議設置の努力義務化
【令和7年4月1日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化
【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

（1）住まいの相談に対応できる体制の整備



① 自立相談支援事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】

② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】

③（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化
【令和7年10月1日施行（予定）】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化
【令和7年4月1日施行】

・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度～】

・地域居住支援事業による見守り支援期間（最長1年）の柔軟化【令和7年4月1日施行（予定）】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化
【令和7年4月1日施行】

（2）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



①（住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

改正生活困窮者自立支援法等のポイント①

居住支援の強化

- 単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者への居住支援を強化するため、自立相談支援事業の法律上の定義に、「居住の支援」と明記し、**自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化**。あわせて、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたり、居住支援法人との連携を努力義務化。
- 賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業について、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化するため、**その名称を居住支援事業に改称。同事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化**。
- 家賃が低廉な住宅等への転居により家計の改善を図るとともに、安定した住まいの確保を実現するため、**住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助**。

支援会議の設置

- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者の早期把握や、必要な支援へのつながりを可能とするほか、幅広い関係機関や専門家が支援の方針について議論することで、支援の質の向上につなげるため、**支援会議について、全ての自治体での設置を目指し、その設置を自治体の努力義務化**。
- あわせて、**類似の他法に基づく会議体**（生活保護法に基づく調整会議、社会福祉法に基づく支援会議）**との相互連携の努力義務化**。

改正生活困窮者自立支援法等のポイント②

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上等

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的な実施を強化する観点から、家計改善支援事業についての国庫補助率を引上げ（原則 2 分の 1 → 3 分の 2）。自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の3事業を一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的な実施の原則化。

被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度について、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行う仕組みを創設。

生活保護世帯の高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給

- 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、生活基盤の確立に向けた自立支援を図るため、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給する仕組み（卒業後職業訓練の受講を経て就職する場合を含む。）を創設。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して、**緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付**を実施（合計最大200万円）。

実施期間：令和2年3月末～令和4年9月末（※）
貸付決定件数：382.3万件
貸付決定金額：1兆4,431億円

※資金種別ごとの実施期間

- ・緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

【緊急小口資金】

	本則	特例措置
貸付上限	10万円以内	20万円以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	同左

【総合支援資金】

	本則	特例措置
貸付上限	（二人以上）月20万円×3月以内＝60万円以内 （単身）月15万円×3月以内＝45万円以内	同左 ※①初回貸付、②延長貸付、③再貸付の最大3回
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

償還開始時期

	緊急小口*	総合（初回）*	総合（延長）	総合（再貸付）
償還開始時期	令和5年1月～		令和6年1月～	令和7年1月～

* 令和4年2月～3月の貸付申請分：申請の1年後から償還
令和4年4月以降の貸付申請分：令和6年1月から償還

償還の免除・猶予

- ・借受人及び世帯主が住民税非課税の場合等 → 償還免除
- ・償還免除要件には該当しないが、返済が困難 → 償還猶予（猶予中、生活再建に向けた支援を行う）

フォローアップ支援

- ・借受人に対して、電話・訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施

※生活再建に向けた支援、償還猶予・少額返済の案内、免除申請を失念していると考えられる者に対する償還免除の案内など

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

※ 貸付世帯数は、163.7万世帯

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和6年12月末日時点の実績）※速報値

R6年度主管課長会議資料

資金種類		(A) 貸付実績	(B) 償還免除		(C) 償還猶予	(D) 償還対象	
			①判定年度における 住民税非課税免除	②償還開始以降の 免除（①以外）		(E) 償還済	
緊急小口 資金	件数	1,621,421	689,603	573,396	116,207	52,931	943,190
							576,585
	金額 (億円)	3,037	1,254	1,076	178	77	1,708
							694
総合支援 資金 (初回)	件数	1,147,341	545,201	455,676	89,525	36,315	578,403
							316,208
	金額 (億円)	5,913	2,820	2,386	434	172	572
							209
総合支援 資金 (延長)	件数	453,043	187,072	152,910	34,162	20,916	249,544
							109,501
	金額 (億円)	2,348	976	807	169	104	132
							44
総合支援 資金 (再貸 付)	件数	601,039	189,537	172,923	16,614	－	386
							168
	金額 (億円)	3,133	1,004	919	85	－	0.7
							0.1
合計	件数	3,822,844	1,611,413	1,354,905	256,508	110,162	1,771,523
							1,002,462
	金額 (億円)	14,431	6,055	5,189	866	353	2,413
							947

- ※ ①は、資金種類ごとに償還が開始される年度を判定年度とし、その年度において借受人及び世帯主の住民税が非課税となっている場合に免除するもの。
- ※ ②の要件は、判定年度以降における住民税非課税や生活保護の受給、借受人の死亡、債務整理が行われた場合など。
- ※ 表内の数値は令和6年12月末日時点の状況として令和7年1月29日時点で各都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ報告があったものを集計したものであり、今後変動の可能性があり得る。
- ※ 「(D) 償還対象」「(E) 償還済」の件数及び金額は、償還途中で償還免除又は償還猶予となった債権、及び、全額償還が完了した債権は除く（緊急小口資金のみ全額償還が完了した債権も含む。）。
- ※ 「(D) 償還対象」は、償還時期が令和6年12月までに償還される予定の件数及び金額（緊急小口資金のみ、償還猶予等により令和7年1月以降に償還予定のものも含む。）。
- ※ 「(E) 償還済」は令和6年12月までに償還があった件数・金額（償還対象の一部が償還されたものや、令和5年1月以降に一括償還、分納・少額返済された分を含む。）。
- ※ 各欄で端数処理をしているため、合計において一致しない場合がある。
- ※ 件数は複数の項目に計上される場合があるため、合計において一致しない。（例：償還未済額のみ償還免除となった場合、(B) ②と (D) それぞれで1件と計上される。）

緊急小口資金等の特例貸付の返済が免除される場合

	返済開始前	返済開始後※ 1 にやむを得ない事情により返済困難となった場合
申請が必要	判定年度※ 2 で住民税非課税※ 3 となった	- 判定年度※ 2 の翌年度以降に住民税非課税※ 3 となった※ 4 生活保護を受給した - 精神保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 1 級または 2 級、重度の区分である療育手帳（A、マル A、A2 など）の交付を受けた ① 12 か月分以上の滞納額があり、② 少しずつ返済しているものの滞納額が増えていて、③ 住民税所得割が非課税である、高齢者のみの世帯、障害者世帯またはひとり親世帯等※ 4
申請は不要	- 借受人が死亡した 自己破産の手続が完了した、または、個人再生の手続が完了し計画どおり返済された 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理が成立した	
（相続人に対して免除、もしくは都道府県社協の会長の職権により免除される※ 6		- 失踪宣告がなされた 12 か月以上返済が遅れていて、住居不明により償還催告通知書が返送され返済が始まらない 12 か月以上返済が遅れていて、指導をしてもなお返済の見込みがない ※ 返済を猶予されている方が、猶予中に自立相談支援機関や市町村社協から支援を受けてもなお返済の見込みがない場合、上記とみなす - 返済期限が到来した後、2 年連続で住民税非課税※ 3 となった※ 5 - 滞納額の時効が完成した※ 5

※ 1 返済開始時点で返済が猶予されている場合を含む

※ 2 判定年度

- 令和 4 年 3 月以前に申請した緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付分）：令和 4 年度（令和 3 年度又は 4 年度に住民税非課税かどうかで判定）
- 令和 4 年 4 月以降に申請した緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付分）／総合支援資金（延長貸付分）：令和 5 年度
- 総合支援資金（再貸付分）：令和 6 年度

※ 3 住民税非課税：借受人本人と世帯主（借受人と同一の住民票に記載）で判定

※ 4 住民税非課税となった年度に訪れる償還開始月以降の返済額が免除され、それ以前の滞納額については免除されない

※ 5 免除決定前の滞納額のみ免除され、今後の返済予定額については免除されない

※ 6 都道府県社協から借受人に対して、免除要件に該当することの証明書等を求める場合がある。

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予の取扱いについて

(令和4年10月28日付けで改正した特例貸付の局長通知等の概要)

- 特例貸付における償還が困難となった場合には、償還が困難なやむを得ない理由により償還を猶予する。

(1) 償還が困難であるとのやむを得ない事由が認められる場合の対象要件	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。 ・DV等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断

(備 考)

- 償還猶予の期間は原則1年間。
- 生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受けるものとする。
- あらかじめ借受人から個人情報の提供の同意を得られている場合には、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応を実施。
- 猶予の適用期間中に、償還免除の要件（住民税非課税、生活保護の受給、重度障害の認定、自己破産等）に該当する場合は、残債分を償還免除する。

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されるところ、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

（１）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

（２）訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

特例貸付における償還猶予後の取扱いについて

- 緊急小口資金等の特例貸付の償還が困難な方には、原則 1 年間の償還猶予を行っている。
- 償還猶予期間中に自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会の支援を受けても、なお償還の見込みがないと判断される場合は、自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会からの意見書をもとに、都道府県社会福祉協議会が職権により償還免除できる。

（令和 5 年 5 月 8 日付事務連絡「緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の支援の取扱いについて」）



緊急小口資金等の特例貸付のフォローアップ支援に係る取組事例

- 償還免除を受けた者や償還が困難な借受人は、特に償還や生活再建に向けた支援が必要と考えられることから、社会福祉協議会や自立相談支援機関におけるフォローアップ支援をお願いしているところ。
- そのような中で、**社会福祉協議会や自立相談支援機関では、借受人に生活状況等に関するアンケートを実施して支援につなぐなど、借受人の個々の状況に応じた支援につなげる工夫が行われている。**

償還猶予へのつなぎ・相談

【市町村社協や自立相談支援機関との連携】

- 償還に関する相談は、**まずは市町村社協で相談を受け付け、世帯状況や家計の収支状況等を丁寧に聞き取った上で、猶予申請につないでいる。**その上で、就労支援や家計支援などの**支援が必要と思われる方を自立相談支援機関につないでいる。**
- 都道府県社協と市町村社協との間で、**クラウドサービスを活用して、猶予の決定状況等を随時情報共有**している。

【アウトリーチによる償還猶予の積極的な活用】

- **自立相談支援機関に償還猶予の相談窓口を臨時開設。**特例貸付に関する相談歴がある方に、**個別に電話によるアウトリーチ**を行って窓口を案内した。アウトリーチを行うに当たっては、再貸付まで行った等の相談歴がある方を優先して実施。
- **償還予定の全ての借受人に対して、償還猶予の案内や申請書を送付。**その際、**生活状況や連絡が取れる時間帯等を尋ねるアンケートを併せて送付し、その回答をもとに都道府県社協から個別に電話をかけて、電話面談により猶予を適用**している。

自立相談支援機関等の支援へのつなぎ

【情報共有の仕組みの構築】

- 償還免除や償還開始をお知らせする機会を捉えて、都道府県社協から借受人に対して、**生活状況等を尋ねるアンケートを送付。**アンケートの中で「自立相談支援機関による支援を希望するか」を尋ね、**希望した借受人について、相談事項や連絡先を自立相談支援機関に情報共有。**自立相談支援機関において、**共有された情報を基に確認し、必要に応じて個別にアプローチ**を行っている。

【生活困りごと相談会の開催】

- 借金や生活の困りごとについて**弁護士や社会福祉士等から気軽にアドバイスを受けられ、食料品などの無料配布も行う相談会**を県内各地で開催。プッシュ型で借受人に周知して、相談支援につなげている。



① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

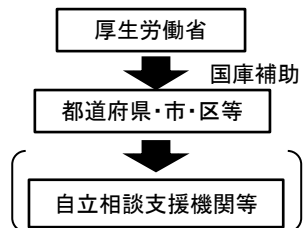
4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4
福祉事務所設置自治体 1/4

④ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和8年度概算要求額 844億円の内数 (762億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活困窮者の増加に伴い、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図り、あわせて特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を図る。加えて、賃金上昇を踏まえた支援員の処遇改善の取組を実施する。

2 事業の概要

各自治体の自立相談支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。加えて、支援員の処遇改善の取組を実施する。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 支援員の処遇改善に関する取組

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

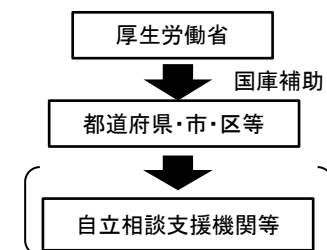
(ICT等を活用した業務効率化に関する取組も含む)

3 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4
福祉事務所設置自治体 1/4